**空き家情報掲示板の使い方**

空き家の活用等に関する様々な情報掲示をすることができる掲示板です。空き家等の所有者は自ら物件情報等の掲示ができ、利用希望者は探している物件の条件などを掲示することができます。

**1　物件を活用したい方**

**（1）登録申込**

「空き家バンク登録申込書（様式第１号）」と「登録カード（様式第２号）」を提出してください。

なお、南伊豆町の空き家バンクへの登録にあたっては、原則として町と協定を締結した不動産業者が仲介する方法をお願いしており、業者に仲介を依頼することが難しい事由がある場合等に掲示板を利用できます。

以上をふまえ、情報掲示板を利用する方は、申込書1の①（所有者と利用希望者の両者間で直接行う方法）を選択（〇をつけて）してください。

**＜登録できない物件＞**

●倒壊している物件や倒壊の恐れのある物件

●著しい老朽化や欠陥等により家屋としての利用が難しい物件（屋根が無い、土砂崩れや道路の崩壊により近づけないなど）

●暴力団による不当な行為の防止に基づく法律に規定する暴力団員等が関与する物件  
**（2）登録・掲載完了**

登録を可とした物件については、登録完了書を送付し、ホームページの「情報掲示板」に掲載します。

**（3）見学・契約交渉**  
見学・交渉の希望があった場合、所有者の方へ連絡しますので、利用希望者と直接連絡を取ってください。契約書の作成については事業者に依頼することもできます。

**2　物件を探している方**

**（1）問合せ**

掲載されている情報全般に関する質問は掲示板管理者（企画課地方創生室）までお問いあわせください。探している物件の内容について掲示板へ書き込み希望する方は**「掲示板掲載希望カード」**に希望内容をご記入のうえ、掲示板管理者（企画課地方創生室）までEメールにてお知らせください。  
**（2）見学・交渉**

「情報掲示板」に掲載された物件の所有者と連絡を取りたい方は情報掲示板の様式**「物件問合せカード」**をご提出ください。所有者に情報をお伝えしますので所有者からの連絡をお待ちください。なお、希望する方は町の担当者が現地まで同行することができます。

**＜注意事項＞**

町は掲示板（場所）の提供までを行い、交渉・契約には一切関与しません。万が一トラブルが発生した場合は当事者間で解決にあたってください。